

社長のための勉強

平成 29 年 12 月 15 日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

仮想通貨に関する所得の計算方法（1）

ビットコインをはじめとする仮想通貨を売却又は使用することにより生じる利益については、原則として雑所得に区分され、所得税の確定申告が必要となります。

問. 仮想通貨の売却

保有する仮想通貨を売却(日本円に換金)した際の所得の計算方法は？

具体例

3月9日 2,000,000 円(支払手数料を含む。)で4ビットコインを購入した。

5月20日 0.2ビットコイン(支払手数料を含む。)を110,000 円で売却した。

答え

保有する仮想通貨を売却(日本円に換金)した場合、その**売却価額**と**仮想通貨の取得価額**との**差額が所得金額**となります。

上記の具体例の場合の所得金額は、次の計算式のとおり10,000 円です。

$$110,000 \text{ 円} - (2,000,000 \div 4 \text{ ビットコイン}) \times 0.2 \text{ ビットコイン} = 10,000 \text{ 円}$$

【売却価額】 【1ビットコイン当たりの取得価額】 【支払ビットコイン】 【所得金額】



HORIGUCHI
Accounting & Tax office

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方のご連絡ください